

平成 26 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 26 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 26 年 9 月 24 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田正一 君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 発議第 4 号の撤回について
- 日程第 2 発議第 6 号の撤回について
- 日程第 3 発議第 3 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 37 号 東彼杵町ふるさとの水を守る条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 38 号 東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 39 号 東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 40 号 東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 43 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 3 号)

- (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 45 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 46 号 平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 47 号 平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 48 号 平成 25 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 49 号 平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 50 号 平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 51 号 平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第 52 号 平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 議案第 53 号 平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 18 議案第 55 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 19 請願第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 20 陳情第 3 号 1. 町有地 (旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第 15 号 東彼杵町瀬戸郷字寺田 734 番地ほか 7 筆 5,083.87 m²) を、東部地区周辺住民の健康づくりの拠点広場として継続使用を求める陳情
2. 測量設計業務執行においては、町長から地区住民へ十分な説明を求める陳情
3. 将来この地を宅地として分譲する場合は、瀬戸・駄地地区の公共下水道供用区域にする事を求める陳情
4. 将来この地に住宅が建築された場合は、周辺用水路 (下流の分岐点) の氾濫が懸念されるので、改良工事を求める陳情
5. 新たな住民が転入されることにより、犯罪抑止の為、分譲地及び周辺地区に、防犯カメラ・防犯灯の設置を求める陳情
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 21 陳情第 4 号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 追加日程第 1 発議第 7 号 手話言語法制定を求める意見書
- 日程第 22 委員会の閉会中の継続調査の件

日程第 23 議員派遣の件

開 会（午前 10 時 00 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。

それでは、只今の出席議員は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから諸般の報告をします。

陳情第 5 号、地球社会建設決議に関する陳情書及び陳情 6 号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情は、配付のみとします。

それでは、これから議事に入ります。

日程第 1 発議第 4 号の撤回について

○議長（森敏則君）

日程第 1、発議第 4 号の撤回の件を議題とします。

吉永秀俊君から発議第 4 号の撤回の理由の説明を求めます。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

事件撤回請求書。平成 26 年 9 月 11 日に提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第 19 条の規定により請求します。

件名、発議第 4 号、「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰について。

理由、9 月 10 日に上程された発議第 3 号は、その提出日が 9 月 1 日となっており、明らかに第 2 回議員定数問題特別委員会が開催された 9 月 4 日以前であった。この事は、本来白紙の状態でも臨まなければならない委員会に、既に結論ありきと思われる考えを持って出席し、真摯な聴取や討論をした特別委員会の委員や、多くの準備期間を費やし、真摯な陳述をされた大石参考人、その上熱心に傍聴された多くの町民までも愚弄した道徳的、倫理的に許されない行為であったとして、地方自治法第 133 条の規定に基づき、発議第 3 号の提出議員及び賛成議員に対し、懲罰を望んだものであったが、以下の理由により取り下げるものである。

1. その後、発議第 6 号が提出されたことにより、新聞紙上においては泥試合などと揶揄され、これにより多くの町民に対し議会が混乱しているとの印象を与えており、このような状況の早急な打開が必要と思われるため。

2. 9 月 16 日に開催された区長会において、議会に対する批判、叱責が多くの区長さんからあり、この事に危機感を抱き、議会の早期正常化を願う森議長から取り下げを要望する熱心な斡旋があったため。以上であります。

○議長（森敏則君）

降壇願います。

それでは、ここでお諮り致します。只今議題となっています発議第4号撤回の件を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第4号の撤回の件を許可することに決定しました。

日程第2 発議第6号の撤回について

○議長（森敏則君）

次に、日程第2、発議第6号の撤回の件を議題とします。

浪瀬真吾君から発議第6号撤回の理由の説明を求めます。

3番議員、浪瀬真吾君。

○3番（浪瀬真吾君）

まず初めに字句の挿入をお願いしたいと思います。理由の中での第3行目にあたりますけども、賛成者、真ん中ほどに賛成者に、にを挿入をお願いします。それから6行目にですね、どの部分に当たるのかの後に、不明でというのを挿入をお願いしたいと思います。

それでは、事件撤回請求書。平成26年9月12日に提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第19条の規定により請求します。

件名、発議第6号、吉永秀俊議員の本会議における侮辱に対する懲罰について。

理由、去る9月11日の本会議において、発議第4号、「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰についての提案理由を説明し、質疑応答の際、地方自治法第112条の議員の提出権を基に提案した提出者並びに賛成者に対し、あたかも犯罪者であるような発言があった。この事は提出者並びに賛成者の名誉を著しく傷つけたものである。発議4号では、発議3号を特別委員会前の9月1日に提出したことが、議員必携の中で示されている懲罰の事由としてどの部分に当たるのか不明で、また議員全員を侮辱したという点も、半数はそう思っていないなど事実とは異なる表現もあり、誠に遺憾極まりない。しかしながら同僚議員の仲介もあり、このまま混乱を続けることは好ましくないとの判断から取り下げるものとする。

○議長（森敏則君）

降壇願います。

それでは、お諮り致します。只今議題となっています発議第6号撤回の件を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第6号の撤回の件を許可することに決定致しました。

日程第3 発議第3号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

次に、日程第3、発議第3号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。議員定数問題特別委員長、橋村君。

○議員定数問題特別委員長（橋村孝彦君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

発議第3号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

2 審査年月日

平成26年9月10日、9月19日

3 審査の経過及びにその結果

本委員会に付託された事件について審査を行いました。

本案は、地方自治法第112条及び会議規則第13条2項の規定により提出された議案であります。

第2回委員会では、発議提出者、浪瀬真吾君に対する質疑において、提出日が9月1日の整合性や定数が奇数である疑問、直接請求の意味の見解、2常任委員会の必要性等の質問があり、提出者、浪瀬真吾君からは自身の理論に基づく答弁がありました。

質疑の課程においては、質問に対する回答に不満を漏らす意見もありましたが、その後の討論では定数を奇数にすると採決数が偶数となり、賛成反対同数の場合は、議長の裁量で議決が左右され望ましくない。委員会の重複はこれまでもあり、2常任委員会を機能させる理由にならない。委員会での審査においては、最低でも議長を除く5名が必要であり、委員の重複は会議日程の調整等で支障が生じる等、賛否様々な意見が出ました。

慎重に審査し採決の結果、賛成多数で本案は可決すべきものと決定致しました。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

委員長、降壇して下さい。

それでは、これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

原案に反対の立場で意見を申し上げます。委員会でも再三お尋ねを致しました直接請求があった事への対しての、ちょっと待って下さい。

○——△——

——△——△——

○議長（森敏則君）

私語を慎んでください。

○7 番（佐藤隆善君）

そのことについての直接請求の意味合い、これについての認識を問いましたが回答をしていただけませんでした。それと 11 名にする事の意味、これが明らかでない。ただ、抽象的に、委員会の、二つの委員会を構成するためには 11 名でもできるというふうな発言でございました。

これは明らかに町民の皆さん方が請求された、前の議案ですが、で要望された 2 名削減という事の意味合いを全く考えずに、そんなに言うのなら 1 名だけ減らそう、何の根拠も無い。かといって町民の皆さんの意見は聞かない、自分達が満足するためだけの提案であるというふうに思いますので、私はこの発議には反対を致します。

○議長（森敏則君）

それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番議員、樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

私はこの原案に賛成でございます。まず議会運営の町の 2 委員会で私は行くのが望ましいと考えておるところでございます。現状は何処の市町村にもございますけども、総務厚生常任委員会、産業建設文教常任委員会、こういう常任委員会が何処の市町村においてもある訳でございます。お互いにこの委員会の中で、専門的な研究或いは調査ができると思っておるからでございます。これを先程言われましたように一つの委員会にしますと、本会議主義で行ってはどうかと言われますけども、本会議主義となりますと今の恒例で 1 回に 3 回しか質問はできないわけでございます。結果、内容を要求する質問者に対してですね、その点も非常に分かり辛いということも私は感じているところでございます。それと本会議主義であります町長以下教育長、各課長の出席を要しますし、本来の各課の仕事に支障を来たす要因になるのではないかというふうに私は感じているところでございます。

それと佐々町議会も今は本音で定数を増やそうとしておられます。この問題は人口問題でもなく、財政問題でもない。議会運営上の問題が特に要因であろうかというふうに思っておりますので、私はこの原案に賛成でございます。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

賛成者がいますので、暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 10 時 16 分）

再 開（午前 10 時 20 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に、反対者の発言を許します。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

今回ですね、2,807 名の署名をされた方、また、渡邊町長の要望は 11 名ではありません。10 名です。何故ならば、現在の約 8,600 人の東彼杵町の人口、また今後の人口減、また今後の厳しい財政状況を考えた場合の 10 名なのです。町民の要望、町長の要望は 10 名なのです。これがまず第 1 点です。

2 番目に、今回のこの 11 名という全国的に稀の奇数の議員定数というのは、これは私も委員会の時に言いましたけども、全国的にあまり採用されておられません。何故ならばですね、これは議会があくまでも議員同士の話しや議論をしての合議制の場なのです、基本的には。そしてそこで議論をして、多数決の原理が活かせるように議長を除いた議員が奇数で議論をして、そして採決の時にはどちらかの白黒をつけるというのが合議制の立場なのです。それをですね、議員定数を奇数にしますと、もし一人残りまして賛否が同数の場合ですね、表決権が無い、また中立公正であるべき議長がですね、議会の総意としての結論を出さなければならないという議会の運営上余り好ましくない状況になるという事でございます。

3 番目に、12 名を 10 名に削減する議案第 36 号の時に反対されたのはですね、10 名にすると委員会を 2 つ維持するには 12 名が最低限とおっしゃっていたのです。12 名が最低限の議員定数であるということをお願いをされておりました。しかしながら今回 11 名にするという時にもですね、全く 10 名に減らした時と同じくですね、委員会等の解消は説明を聞いておりましたも全く理論的な根拠が無いのですよ。

以上 3 つの点でですね、私は定数 11 名には反対をいたします。

○議長（森敏則君）

それでは、次に原案に賛成者の発言を許します。

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

私、今回委員長という立場でございましたので、なかなか発言する機会がございましたので、若干長くなりますけどもお許し頂きたいと思っております。

私は元々この議員定数を 10 に削減する案には疑問を持っておりました。しかし今回の場合、住民発議による条例改正であり、住民の意向は尊重すべきであり、賛成せざるを得ないなということは何人かの人にも言うておりましたし、何人かの議員にも言うておりました。しかし今回、町長の議会不要論を始め、多くの意見が議会不要論に聞こえたのは私だけなのでしょうか。議会不要論が出るのは議員全員の責任であり、決して反対した議員のみの責任ではありません。何故かあたかも反対した議員の責任であるかのように聞こえてならなかったのであります。議員に対する世論の風当たりが強いのは、我が町のみならず全国的なものであります。その責任の全ては議員が自覚すべきであります。

民主主義のより良い形として国民が選択したのが議会制民主主義であります。議会制民主主義をより能率的に運営すべくできたのが委員会制度であります。世界中の殆どの、国が間接民主主義たる議会制民主主義を採用しています。このように進化した議会制民主主義を否定するような論調には疑問を禁じえません。

そこでまず、なぜ 11 名に賛成かとなりますが、この間もデータを示しましたけども、また重複すると思いますけども、全国の町や村、町村の議員定数等々を調べて参りましたので、そのデータを調べた部分についてまずお話したいと思います。これ平成の、若干現在とは数字が幾分違う部分がありますけど、そこら辺はご理解頂きたいと思っております。平成の大合併後、全国で町や村は 941、現在もう少し減っているかもしれませんが、になりました。町村の平均人口は 11,082 名です。町村の議員定数の平均は 13.2 名。そして人口 5 千人から 10 千人の団体は 237 団体で、平均議員定数は 11.77 です。議員定数 10 名以下の団体は 69 団体で 1%にも満ちません。また、その多くの団体が 5 千人前後の人口、或いは 1 箇所でしたが議員定数 5 名というところがありました。これは人口が 1 千人以下の村です。また常任委員会の設置数は 931 団体で 98.9%となります。それと常任委員会数が 2 委員会と 3 委員会が 862 団体で約 92%あります。ですから、2 委員会、3 委員会が主流であると言えます。また、1 常任委員会の平均議員数、これが 6.1 名です。この数字から言えるのは、定数を 10 にした場合、議員定数は平均を更に下回り、常任委員会を 1 とするもこれもまた平均以下となります。

議員定数削減を主張される主な理由は、財政問題と人口問題であります。そこでまず財政問題ですが、既に議員報酬は 10%削減しております。今回 1 名削減しますと 2 名削減した金額と若干高くなりますけどほぼ同額となります。地方公共団体を維持する必要経費であると認識すれば、これには私は整合性があるのではないかと考えています。次に人口問題ですが、これは当然おっしゃるように算定基準にはなりません。ですが人口が 2 割減ったから地方公共団体、地方自治体としての仕事が 2 割減るものではありません。二元代表制は地方自治の根幹を成すものであり、議員の役割と責任というものも 2 割減るものではありません。先程も述べましたが、我が町の定数は全国的にも平均的であり、決して多いとは言えません。また、先般の意見の中で少数精鋭でやればよいではないかと意見がございましたけども、これは優れた人だけでやろうという考え方であろうと思っております。優れた人以外が誰を指すのかわかりませんが、その人に投票した人には失礼であろうと思っております。これは私的に解釈すれば、おごった考え方であろうと思っております。世の中には高学歴者や有識者だけで構成されるものではありません。それ以外の人も同じ国民です。世の中は様々な人も居り、様々な考え方があります。そのような方々全ての方が尊重されるべきです。その代弁するのが議員です。よって少数精鋭、これには賛同もできませんし、少数精鋭になる保証も全くありません。これ以上の削減は議会機能の低下、或いは議会政治の衰退を招き、結果として町民の利益にかなうとは思えません。

そこで結論ですけども、議員定数は多過ぎてもいけないと思えますし、少な過ぎてもいけないと思っております。本町の場合、先ほど述べたデータ等々調べてみましても、私は 12 名が本来なら適正数というふうな考え方を持っておりましたけども、今の世論の動向或いは住民の意向等考慮した結果、色々異議はあろうかと思えますけども、苦渋の決断であったということでご理解頂きたいと思っております。よって原案たる議員定数 11 に賛成するものであります。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは次に、原案に反対者の発言を許します。

11 番議員、本下君。

○11 番（本下利之君）

発議第3号について、反対の意見を申し述べます。

議員定数を11名にする内容ではありますが、奇数での議会構成は危険が潜んでおります。と言うのも、議長と委員長を除く9名での編成になり、5名の議員が常に結束すれば可決も否決も自由自在になります。住民の直接請求も町長の意見書も、正に馬耳東風の姿勢でまかり通る議会になりかねない、こういうふうを考えます。我が東彼杵町の議会も6月以降11名で議会運営をやっております。この3ヶ月間の議会運営の状況は波乱万丈で推移してきました。東彼杵町の議会の議員の中には同じ党の議員と思われる方が5名居られますが、非常に結束が固いです。議員定数を11人にしたい思い、これは正に現状の議会構成を維持したい気持ちの表われが議案提出の本心ではないかと私は思います。これでは町民の意見や要望、民意は反映できない議会になると、そういう思いが私の意見であります。以上。

○議長（森敏則君）

それでは、次に原案に賛成者の発言を許します。

1番議員、堀君。

○1番（堀進一郎君）

私は本議案、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例には賛成です。議会定数は町村議会の根幹に触れる重要問題であることから、変更等に当たっては、議会制民主主義と民意反映の上から慎重に帰すべきものであると、今でも信念を抱いております。そういう中で必要以上に削減ともなれば、多くの町民の意見を反映させる幅が狭くなる事に繋がります。また、議会運営に支障を来す恐れが生じることにもなります。また、地方分権の推進で今後議会の役割は増大するため、一人でも定数は多い程が良いと思っております。このように民主的な会議が広く確実に実施出来るような適正必要な定数確保と、環境の場が絶対に必要という事から、現状維持定数の固持の意思を意見を求め続けて参りましたが、特に12人を10人に削減する事は、議会運営委員会に対しましても支障を来す恐れがあると判断のもとで反対意見をして参りました。ここで新たに発議第3号の議案が提出されました。12人を11人への定数削減について私自身、新たに精査検討し自己判断の結果、議会の持つ合議制機能の充実、推進を図るためには、本会議を補完する機関として議員の充実、活動は大変重要であります。したがって、その機能に支障を来してはならないことから、11人定数は2委員会でもそれぞれ5人の構成が出来ることから、心配しております委員会に対しての支障を解消する委員の充実機能の推進を図ることが可能であると判断致しました。また、少しでも議員の定数が多い程が、町民の意見を議会に反映する幅が広がる事ができる事に繋がることとなります。また、現に今欠員1人です。11人体制で当議会は運営しておりますが、本議会及び委員会運営に支障なく、住民の付託に答え得る議会運営活動ができていることの実証から11人とする定数には賛成です。以上、私の議案に対しての賛成意見を述べて終わります。

○議長（森敏則君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

私は発議第3号には反対であります。まず最初に、議長に提出された日付は特別委員会前の日付となっており、やはり定数を10人にする直接請求には反対ありきで臨んだと思わざるを得ません。

浪瀬議員は並行して審査をしてもらいたかったというのが真意であると述べられましたが、それなら9月4日の特別委員会の審査の時に、修正案として委員長宛に提出すべきで、議長が8月18日に特別委員会に閉会中審査として付託をした事件であり、その審査の結論が出る前に議長宛に提出された点について、もう少し配慮すべきではなかったかと思えます。

次に、この原案に書いてありますが、今以上に削減ともなれば多くの町民の意見を反映させることが狭まりとありますが、今までも議員発議で条例案とか住民の意見を反映させる予算の修正とか殆どありませんでしたし、地域の意見は区長さんや民生委員さん、農業委員さんで十分反映されていると考えられます。また、町長以下町職員が各地区に出向いて意見等を聞いておられます。議会の使命の第一は地方公共団体の具体的政策を最終的に決定すること、第二は議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や、事務処理ないし事業の実施が、全て適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することであるとうたわれています。この辺の原則をもう一度確認して頂きたい。

次に、役場の仕事が増加しても議員が予算や条例を提出した事は殆どありません。仕事量が増えるのは職員の方で、それが議会に何故関係があるのですか。私は疑問に思います。議員の職責であります、表決において投ずる一票は、住民の立場に立っての一票でなければならないし、議員は住民全体の代表者であり、奉仕者であることを今一度認識して頂きたい。この議会運営に支障を来す恐れというのが、正に議会内部のことであり、議員の創意工夫と努力により解決できると考えるからであります。議員全員が一堂に会して、全ての議案を審議するのが理想であるが、議員数が20数人もなれば質疑だけでも膨大な時間が必要となり、多数の議案を能率的に処理できなくなるので委員会制度が採用された経緯があります。少数議員の議会で、わざわざ委員会制度を採用しなければならない理由が理解できません。

次に、報酬10%程度を削減とありますが、この点についても、何故来年の統一地方選挙で当選される方の報酬まで削減されたのか疑問です。東彼杵町は、議員の報酬等は町長の諮問機関である特別報酬等審議会に諮って決定されてきました。消防団長の年報酬額は議長の月報酬額、副団長の年報酬額は副議長の月報酬額となっています。自分達の報酬削減は自分達の任期の期間だけに及ぶべきなのです。町長、副町長、教育長の給与削減はそうされてるではないですか。通常は附則の改正で対応すべきだったのです。この辺もですね、非常に私は疑問に思っています。それと議員が減った報酬分だけではありません。費用弁償や出張旅費、それと議会の内部資料作成費、この辺も塵も積もれば山となるのです。だから定数を削減することが必要なのです。

それから、議会としても真摯に受け止めなければならないとありますが、真摯に受け止めるなら10人ではないでしょうか。住民の方の直接請求であります。直接請求の署名数2,807名の方の願意と、町長の意見書はどう受け止められるのか。1人削減というのが12人と10人の中間で11人としか思えませんし、10人にはしない言い訳に思えてなりません。

次に、議会の構成運営上でも2委員会で行くことが望ましいという根拠についてであります、何故2委員会で行く必要があるのか。1委員会では何故駄目なのか。現在もほとんど1委員会と変わらない運営がされているではありませんか。予算も、新規条例も、決算審査も特別委員会です。本会議が御座りになると言われますが、その分委員会質疑を充実し、皆さんに委員会を傍聴してもらえば何ら問題はありませぬ。また、どうしても2委員会で行った場合、議長が委

員辞職をせずに委員として残れば、5人5人の委員会で10人でも構成は出来ます。議長が委員会委員に席を置き、同数になった場合、本会議で議長の意思が反映されないと発言されましたが、今まで議長採決で決定した事はほとんどありません。議長の権限は議場の秩序保持権、議事整理権、議会の事務の総理権、裁決権、議会の代表権等があり、元々自分の表決権が行使できるのは同数の時のみであります。どうしても表決権を行使したい人は議長にならなければいいのではないのでしょうか。また、10名ともなれば委員会構成は重複しなければならないことが予想され、日程調整が難しくなりとありますが、今で出務日数が40日ぐらいなのに、どうして重複したら日程調整が難しくなるのか納得できません。提出者に対する質疑の時、議会、委員会の他に、事前打ち合わせや準備などにも相当な日数も要していると回答されましたが、自分自身で手を挙げて立候補したのですから、議会活動を主にするのが当然ではないでしょうか。まだまだ活動には余裕があると思います。それと同時に出席しなければならない事態を強調されましたが、時間を調整するとか、どうしてもという時は、どちらかに重点を置くとかで解決できます。何故、通常時の委員会運営を基本とされないか疑問です。今までの定数12人から10人に削減する事に反対された意見としては、人口だけでは定数を減らすべきではない。新しく出る人が出にくい状態になる。最低のルールとして今の12人で結構だとの発言や、本来のある程度の人数というのは、やはり当選できる範囲の状況を広げておくというのが、知恵を借りるための手立てであると発言されています。このような意見を述べておられる方が、その時削減には反対であると言われている方が、どうして今になって削減に賛成されるのか。当初自分の信念で、削減には反対と、最低12名必要と、新聞記事にもその発言が掲載されています。その信念を最後まで押し通していただき、発議第3号には反対していただきたいと思います。議会で発言されたことの重みを十分認識して頂きたい。

それと財政問題であります。今の時点を言うのではなくて、後、来年選挙があつて約5年後、5年後の先を見据えて私は10人にすべきと言っている訳で、11人には反対であります。長崎新聞にも地方交付税算定の基礎となる人口について、毎年約1万人ずつ減少していることを加味毎年1万人ずつ減少というのは東彼杵町の人口が無くなるという事ですね。来年度は国勢調査があり、現在の減少率から見ると16年度に交付税が28億円減り、その後も数億円単位で減少する見通しとあります。この辺も十分認識をして頂きたい。それと今後は人口減の影響もさることながら、合併市町村に有利に働くように支所経費、市町村に関らず、従来は合併市町村に関らず最大2箇所としか見てなかったのですが、実際の旧市町村数に戻したり、標準団体の数値を広げるような改正がなされようとしています。これは今年度が合併算定替の最終年にあたる市町村が多く、従来の一併算定に振り替われば、交付税が著しく減少し行政活動に支障が出ることが予想されるためです。この結果、合併していない市町村にもしわ寄せが生じる事になるのです。

最後であります。やはり10名に民意を、10名というのに対して11名というのは、やはり辻褄合わせのように思えてなりませんので、私はこの11人には反対であります。以上です。

○議長（森敏則君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番議員、後城君。

○10番（後城一雄君）

私は、この発議3号には賛成でございます。私は、今の世の中がいろいろな問題等で殺伐としたこういった状況の中で、それぞれのこういった状況ですから、組織の強化は図るべきというふうに思っておりますし、その基本的な考えの基に町の将来を見据え、また議員の一員として行政に携わりたいし、また、活躍してみたいと志を真に抱いておられる方々のためにも、入り口は最小限に食い止めるべきと思っておりますし、少なくとも議会の現況はよく把握しておるつもりであります。町民皆様方におかれましてもお分かり頂きたいのは、議員の定数を10人に削減と言っておられる方々と、議員定数を11人と最小限に食い止めたい私達、また、今回の町民皆様方の議員削減署名の結果に反対を唱えたものは町民皆様を愚弄したかのように話されていますが、決して微塵もそういった考えはありません。町民皆様方の幸せを願う気持ちは双方とも一点の違もないものと思っております。こういった考えの基に自己の常識と確信に基づいて、発議第3号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に対しましては賛成であります。以上です。

○議長（森敏則君）

次に、反対者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

今、賛否4名ずつ、8名が発言をされました。ここで、賛成反対どうしても発言したいという方がいらっしゃったら発言を許します。

5番議員、滝川君。

○5番（滝川初夫君）

私は、浪瀬議員のこの発議に賛成者という立場になっております。その点を申し上げます。

私も提出者の浪瀬議員の、この提案の理由に賛同して賛成いたしました。以前より10名に削減というのは賛成できないという考えを持っておりまして、今回の提案の趣旨に賛成したわけです。報酬を減らしてでも10名にするのには賛成できませんでした。そして10名にするのは後世の方に余りにも狭き門を残すものではないかという考えもあります。そして議会運営の事も考えまして、この発議に賛成です。

○議長（森敏則君）

それでは、他に討論ありますか。

3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

私は発議者として賛成の立場で意見を述べます。

現在、東彼杵町の人口が年々減少して行く中で、議員定数については、議員はもとより町民の間でも様々な意見があります。町の発展のためには、色々な職種の、様々な意見を持った人がたくさんいて論議し、方向性を見出し、活性化を図ることが重要であると考えます。今回、住民の直接請求により2減案が上程され否決されました。もし10人ともなれば、委員会構成は議長を除く9名で構成した場合、2委員会では5人と4人になり、4人の委員会では1名が委員長となり、3名で採決をする事になり、2対1の場合、少数意見が委員長報告では反映されません。また、重複して所属すると、日程調整等が難しくなり運営上も厳しくなります。更に議長が委員会に所属した場合、委員会採決で議長の判断が賛成或いは反対で可決、または否決となっても本会議の採決では反映さ

れず、逆になる場合も出てきます。議長も住民の代表として選ばれた議員でありますので、自分の意思表示をはっきりカウントさせることは望ましい事だと思います。また、地方交付税は国勢調査の人口を基に算出されますが、よく人口が減れば地方交付税が減ってくるとよく言われますが、実際にはそうではありません。平成16年の3月31日現在の住民基本台帳では9,810人居りましたが、地方交付税は1,940,000千円。平成20年度は9,359人で地方交付税が1,984,000千円。平成25年度は8,745人で地方交付税が2,171,000千円といった具合で、必ずしも人口が減ったからといって交付税が減ったわけではありません。むしろ反比例して増えてきています。ちなみに川棚、波佐見、両町を見ても、25年度の決算は川棚町が15,000人弱で2,131,000千円、波佐見町が15,000人超で1,960,000千円でした。これは基準財政需要額というものがあり、地方交付税が地方交付税法第2条第3項を基に、各地方団体の財源不足を公平に補填することを目的として交付されているもので、地方団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その地方団体の自然的、地理的、社会的諸条件に対する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定するものです。したがって基準財政需要額の個別算定経費の中では、消防費を始め、道路橋梁費、港湾費、都市計画費、下水道費などの土木費。小・中学校の児童生徒学級数その他の教育費、生活保護費、社会福祉費、保健衛生費などの厚生費、農林水産商工業などの産業経済費、町税費、戸籍住民基本台帳費、地域振興費などの総務費。その他地域経済・雇用対策費があり、包括算定経費では、人口や面積を算定の基準とされてます。

今回、住民の方々の直接請求にもありますように、そういった諸々の事を考慮した上で私は11名にすることに賛成の意見であります。

○——△——

議長、暫時休憩をお願いします。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

暫時休憩致します。

暫時休憩（午前10時54分）

再開（午前10時55分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

ここで、討論を終わります。

これより発議第3号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を採決致します。この表決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。発議第3号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

はい、確認しました。

起立多数です。したがって、発議第 3 号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 37 号 東彼杵町ふるさとの水を守る条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 5 議案第 38 号 東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 6 議案第 39 号 東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 7 議案第 40 号 東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

次に、日程第 4、議案第 37 号、東彼杵町ふるさとの水を守る条例の制定について。日程第 5、議案第 38 号、東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。日程第 6、議案第 39 号、東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。日程第 7、議案第 40 号、東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。以上 4 議案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

9 番議員、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、委員会審査報告致します。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

1 付託された事件

議案第 37 号 東彼杵町ふるさとの水を守る条例の制定について

2 審査年月日

平成 26 年 9 月 12 日、16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 日、総務課長、町民生活課長、水道課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、委員会を開催しました。

本件は水資源が町民共通の貴重な財産であり、水資源の保全に関し必要な事項を定めることにより、町の水を守り町民の健康で快適な生活環境を確保する事を目的に制定される条例である。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で株式会社九州たまがわとの覚書で1日最大300tとする。300t以上から500tまで使用する時は、事前に町と充分協議を行い、書面によりその旨文書で取り交わすとなっているが、平成24年から平成26年まで、いずれも300tを超過しており、今後、覚書どおり対処すべきであるとの意見がありました。

次に、議案第38号について報告します。

1 付託された事件

議案第38号 東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

2 審査年月日

平成26年9月12日、16日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12日、総務課長、町民福祉課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、委員会を開催しました。

本件は「子ども・子育て支援法」において、内閣府の規定に従って、またはこれを参酌して、認定こども園及び保育所等に係る運営に関する基準を条例で定める必要があるため制定されるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で20人以下の小規模な園にも支援ができるようになったが、その対応についての質疑に対し、直接出向いて協議をしたが、職員の基準や施設の基準等で取り組むことが難しい状況であるとの説明であったが、継続して指導・助言を行って欲しいとの意見がありました。

次に、議案第39号について報告します。

1 付託された事件

議案第39号 東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

2 審査年月日

平成26年9月12日、16日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12日、総務課長、町民福祉課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、委員会を開催しました。

本件は「児童福祉法」において、厚生労働省令の規定に従って、またはこれを参酌して、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため制定されるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で放課後児童支援員の養成や、専用区画の面積の確保について検討を始めるべきであるとの意見がありました。

次に、議案第40号について報告します。

1 付託された事件

議案第 40 号 東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

2 審査年月日

平成 26 年 9 月 12 日、16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 日、総務課長、町民福祉課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、委員会を開催しました。

本件は「児童福祉法」において、厚生労働省令の規定に従って、またはこれを参酌して、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため制定されるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で 1 対 1 の保育は町の監督はかなり厳しい面も出てくると考えられるので、子ども数を勘案しながら、なるべく保育園の利用を推進した方がいいとの意見がありました。

以上であります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせ下さい。どうぞ。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは、質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

委員長、降壇願います。

次に、これから議案第 37 号、議案第 38 号、議案第 39 号、議案第 40 号を一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで議案第 37 号、議案第 38 号、議案第 39 号、議案第 40 号の討論を終わります。

これから、議案第 37 号、東彼杵町ふるさとの水を守る条例の制定についてを採決致します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 37 号、東彼杵町ふるさとの水を守る条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決を致します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 38 号、東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決を致します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 39 号、東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決致します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮り致します。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 40 号、東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決致しました。

ここで、暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 11 時 06 分）

再 開（午前 11 時 14 分）

○議長（森敏則君）

全員お揃いですので、休憩前に戻り会議を続けます。

日程第 8 議案第 43 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

それでは、日程第 8、議案第 43 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、委員会審査報告を致します。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

1 付託された事件

議案第 43 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日

平成 26 年 9 月 12 日、16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 日、各課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ 88,525 千円を追加し、総額を 4,730,664 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、歳出では 7 月 3 日の集中豪雨による被災箇所などの災害復旧費 57,964 千円、障害者自立支援給付費等国県負担金前年度精算返還金 8,897 千円、地域づくり推進事業費に、写真によるまちづくりプロジェクト事業委託料等 4,165 千円が計上されている。

歳入では特定財源として国県支出金に 38,841 千円、前年度繰越金 24,949 千円等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で当初予算は町長の政策的な予算もあることは認めるものの、補正予算は色々な情勢の変化によって追加、変更を加える必要が生じた時に編成するものであり、彼杵宿商店街活性化調査業務委託料については、その前提として実際に営業をされている人の考え方など、後継者問題等を含め調査すべきではないかとの意見や、東京で計画されている物産フェアの食糧費 1,100 千円の積算根拠が明確ではなく、厳しい財政状況の中、多額の食糧費計上については検討の余地があるとの意見がありました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから、委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑ある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、委員長報告に対する質疑をこれで終わります。

これより、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 43 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮り致します。本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 43 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）は、委員長 9 報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 45 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

- (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 46 号 平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 47 号 平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 48 号 平成 25 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 49 号 平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 50 号 平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 51 号 平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第 52 号 平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 議案第 53 号 平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長 (森敏則君)

次に、日程第 9、議案第 45 号、平成 25 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件。日程第 10、議案第 46 号、平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 11、議案第 47 号、平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 12、議案第 48 号、平成 25 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 13、議案第 49 号、平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 14、議案第 50 号、平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 15、議案第 51 号、平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 16、議案第 52 号、平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 17、議案第 53 号、平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件。以上 9 件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。

決算審査特別委員長、岡田君。

○決算審査特別委員長 (岡田伊一郎君)

それでは、決算審査について報告致します。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

1 付託された事件

議案第 45 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第 46 号 平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 47 号 平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 48 号 平成 25 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 49 号 平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 50 号 平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 51 号 平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 52 号 平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 53 号 平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 26 年 9 月 17 日、18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め、決算特別委員会を開催しました。

議案第 45 号は収入済額 4,683,633 千円、支出済額 4,445,501 千円で差引残額 238,132 千円となっている。

議案第 46 号から議案第 53 号の特別会計 8 件の収入済額 2,732,718 千円、支出済額は 2,654,305 千円となっている。

議案第 45 号、一般会計の審査過程において補正予算の計上については、十分な事前調査などを行い、未執行などの事態が生じないよう万全を期されたいとの意見がありました。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第 46 号から議案第 53 号の特別会計 8 件については、予算の執行や財産管理も適法かつ適正に執行されていることを認め、全委員一致原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、議案第 46 号、国保会計については、基金の取り崩しなど厳しい財政運営を強いられており、反面、滞納額も多額であり、保険税の値上げも含め相対的に検討しなければ悪循環に陥る可能性があるとの意見がありました。

また、議案第 50 号から第 52 号までは、下水道への接続ができない事情も考慮するが、会計を維持する観点からも、住民の方への接続推進についてなお一層の努力を望むとの意見がありました。

以上であります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。まず初めに議案第 45 号についての質疑を行います。ありませんか。45 号に対しての質疑です。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

平成 25 年度決算の中身につきましては、昨年ですね、JR 九州に対する還付金及び還付加算金を総額 42,000 千円以上の金額があったわけですけど、これについての何か委員の中から意見が出なかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

決算特別委員長、岡田君。

○決算審査特別委員長（岡田伊一郎君）

その件につきましては、一切ございませんでした。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無ければ、議案第 45 号についての質疑をこれで終わります。

次に、議案第 46 号から議案第 53 号までの 8 件、一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願い致します。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

委員長、降壇下さい。

それでは、これから議案第 45 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号から議案第 53 号について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで議案第 46 号から議案第 53 号までの討論を終わります。

次に、これから議案第 45 号を採決を致します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

議案第 45 号、平成 25 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 45 号、平成 25 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 46 号を採決致します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

議案第 46 号、平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 46 号、平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 47 号を採決致します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

議案第 47 号、平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 47 号、平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 48 号を採決致します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

議案第 48 号、平成 25 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 48 号、平成 25 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 49 号を採決致します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

議案第 49 号、平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 49 号、平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 50 号を採決致します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

議案第 50 号、平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 50 号、平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 51 号を採決致します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

議案第 51 号、平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 51 号、平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 52 号を採決致します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

議案第 52 号、平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 52 号、平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 53 号を採決致します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

議案第 53 号、平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 53 号、平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 18 議案第 55 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（森敏則君）

次に、日程第 18、議案第 55 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 55 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,630 千円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4,737,294 千円とするものでございます。

提案の理由でございますが、学校給食センター用備品、食器洗浄機の購入に係る経費を計上するものでございます。これは 9 月 18 日に故障が発覚いたしまして、お手元に学校給食センター配置図という資料があるかと思えますけれども、ご覧いただきたいと思えます。この図面でいきますと 2 台ですね、食器洗浄機が平成 10 年度購入と、下の方には平成 6 年度購入ということでやっておりますけれども、上の方の 10 年度購入分が、老朽化と言えども下よりは新しいのですけれども、早く故障しましてお願いするものでございます。耐用年数はそれぞれ 8 年でございますけれども、全て耐用年数を経過しておりますけれども、こういう故障という事で計上をするものでございます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それでは、これより質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

お尋ねいたしますが、10年が故障して、平成6年度も耐用年数は迫っておりますよね。この点については検査というか保守、毎年のメンテナンス上はどうなっているのか、お尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

これらの機器につきましては、もう既に耐用年数を大きく過ぎておりますので、保守については職員で行っております。いつ故障してもおかしくないような状況でございますけれども、今回10年度購入の洗浄機の電子機器の方が故障致しまして、今回更新という事で補正予算を計上致しております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

他に、7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

今の件ですけれども結局職員で点検をする。職員は、機械については専門的な技術者でも何でもないわけですよね、職員は、機会については。だからこれは、メンテナンスは委託する方向にしないと。結局夏休み期間中の何も使わなかった時に発覚しておけば、機械ですから、その時にならないとわからなかったでしょうが、結局給食の運営には支障を来さないように、土曜、日曜で交換とかされる予定でしょうけれども、折角夏休みの期間が長くあるわけですから、使わない期間が。そこでやっぱり専門の業者に頼んでのメンテナンスっていうのは、前もってしておくべきではないですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

ご指摘のとおり専門業者での点検整備ができれば一番好ましいんですけども、洗浄機につきましては今回、電子機器が故障致しております。簡単な歯車、ベルト等が稼働の状況あたりを随時行いまして、問題ないかどうかは点検いたしておりますけれども、専門業者による長期休業中の点検というのは行っておりません。今後、機器も次第に古くなってきますので、ご指摘の点は充分踏まえた上で、適正な機器の管理が行えるように検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

他に。

次に、6番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

現在、食器洗浄機が2台あって1台は故障しているということは、1台稼働中ということでしょうか。ということは、1台稼働で充分やっていけるという事ではないかと思うのですが、その点を伺いたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

2台配置を致しております、1台故障ですので、残りの1台で洗浄を行っておりますけれども、職員も今、手作業で洗浄を行っております。これについては、緊急避難的な措置ということで、職員の方も頑張っておりますけれども、本来2機あって通常の時間内に業務が行えるという事で把握を致しておりますし、現在の状況を見てみますと、少ない人員でかなりの労力が必要になっているようでございます。今回は新しく購入するというのではなくて、機器の、機械の更新ということで、必要なものを故障に換えて新しく購入させて頂きたいということで考えておりますので、ご理解をお願い致したいと思います。以上でございます。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

そういうことで、今回は新しい方が故障がきたと。平成6年といいますと20年経つわけですね。ですから多分、平成6年購入の分もかなり使用については厳しい状況にあるのではないかと思いますので、できれば先程佐藤議員がおっしゃったように、今度冬休みが来ますので、十分な検査をして、もしあれだったら来年の当初予算あたりに、新品に換えるような検討をされたらどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご指摘のとおりですね、耐用年数を過ぎております。そういうことで耐用年数が過ぎて直ちに換えるということは控えたいのですが、最大、長寿命化を進めてまいりますので、先程議員あたりからご指摘があつているように、夏休み、冬休みとか、そういう作動しない時に専門家をお願いして、そういう点検等を行っていききたいと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮り致します。只今議題となっています議案第 55 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 55 号は、委員会付託を省略する事に決定致しました。それでは、これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第 55 号を採決致します。

お諮り致します。議案第 55 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 55 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 請願第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

次に、日程第 19、請願第 2 号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、請願について報告を致します。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条第 1 項の規定により報告します。

1 付託された事件

請願第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

2 審査年月日

平成 26 年 9 月 12 日、16 日

3 審査の経過並びにその結果

請願の紹介議員である橋村孝彦議員の出席を求め、審査を行いました。

本件は手話が音声言語と対等であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国に求める請願である。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されており、手話が音声言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、手話言語法（仮称）を制定すべきであるとの請願者の願意を認め、全委員一致採択すべきものと決定しました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

降壇願います。

それでは、これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論ありませんか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

それでは、これから請願第2号を採決致します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

お諮り致します。請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書は、委員長報告のとおり採択する事に決定されました。

- 日程第20 陳情第3号
- 1 町有地（旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第15号 東彼杵町瀬戸郷字寺田734番地ほか7筆 5,083.87㎡）を、東部地区周辺住民の健康づくりの拠点広場として継続使用を求める陳情
 - 2 測量設計業務執行においては、町長から地区住民へ十分な説明を求める陳情
 - 3 将来この地を宅地として分譲する場合は、瀬戸・駄地地区の公共下水道供用区域にする事を求める陳情
 - 4 将来この地に住宅が建築された場合は、周辺用水路（下流の分岐点）の氾濫が懸念されるので、改良工事を求める陳情
 - 5 新たな住民が転入されることにより、犯罪抑止の為、分譲地及び周辺地区に、防犯カメラ・防犯灯の設置を求める陳情
- （委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第20、陳情第3号、1、町有地（旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第15号 東彼杵町

瀬戸郷字寺田 734 番地ほか 7 筆 5,083.87 m²) を、東部地区周辺住民の健康づくりの拠点広場として継続使用を求める陳情。2、測量設計業務執行においては、町長から地区住民へ十分な説明を求める陳情。3、将来この地を宅地として分譲する場合は、瀬戸・駄地地区の公共下水道供用区域にする事を求める陳情。4、将来この地に住宅が建築された場合は、周辺用水路（下流の分岐点）の氾濫が懸念されるので、改良工事を求める陳情。5、新たな住民が転入されることにより、犯罪抑止の為、分譲地及び周辺地区に、防犯カメラ・防犯灯の設置を求める陳情。以上、陳情第 3 号の 5 項目について一括議題と致します。

まず、本案について項目 1、項目 2、及び項目 5 の委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、陳情につきましての審査報告を致します。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 94 条並びに第 93 条第 1 項に規定により報告します。

1 付託された事件

- 陳情第 3 号
1. 町有地（旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第 15 号 東彼杵町瀬戸郷字寺田 734 番地ほか 7 筆 5,083.87 m²) を、東部地区周辺住民の健康づくりの拠点広場として継続使用を求める陳情
 2. 測量設計業務執行においては、町長から地区住民へ十分な説明を求める陳情
 5. 新たな住民が転入されることにより、犯罪抑止の為、分譲地及び周辺地区に、防犯カメラ・防犯灯の設置を求める陳情

2 審査年月日

平成 26 年 9 月 12 日、16 日

3 審査の経過並びにその結果

1 については、12 日に産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後委員会を開催し、1、2、5 の審査を行ないました。

1 については、使用許可書に記載されているとおりの許可条件であり、町が返還を求めた場合は、継続使用はできないものと解され、不採択とすべきものと決定しました。

2 については、町長自ら懇切丁寧な説明を行われることが望ましく、地区住民の願意を認め採択すべきものと決定しました。

5 については、地区内の住宅用地としては広大な面積となり、町として可能な限り住民の要請に応えるよう善処してほしいとの願意を認め、趣旨採択すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

この付託された事件の一番最後の 5 です。この分譲地周辺に防犯灯というのは趣旨として分かるのですが、防犯カメラを町で何で設置をしないといけないのか。これについて、誰が後の維持管

理をしていくのか。それから防犯カメラのモニターは何処に設置、どういうふうな維持管理をしていくのか。そこのところについて何かご意見出ませんでしたか。

○議長（森敏則君）

総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

お答えします。防犯カメラにつきましては、先程、佐藤議員が言われるようにその維持管理、あとは窃盗、そういう問題も生じております。生じる可能性があるということで意見が出ました、確かに。それと、この趣旨採択というのはですよ、気持ちを酌むということで、ここに書いてあります防犯灯、これは町行政のほうで判断をされるだろうということで趣旨採択ということになりました。以上です。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

防犯灯の問題も、これ住宅の建築との絡みが出てきて、一晩中家の中に明かりが入ってくると。毎日、夜に雨戸まで閉めないといけないとか、遮光カーテンを引かなければいけないとか、そういう問題も出てくるわけですよ。だから必要最小限度の防犯灯は分かりますけども、過剰な防犯灯、防犯対策、これは決めつけで他所から入ってくる人は悪い人だということを文章で表してあることで、それを議会でも認めるという表現は如何なものかと私は考えるのですが、委員会の中では特別意見出ませんでしたでしょうか。

○議長（森敏則君）

総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

お答えします。新たな住民が転入されることということもさることながら、地域のことも含めてですよ、防犯灯の設置を町が対応をしていくというのが今までの慣例でございますので、24 時間防犯灯を点けていて家に及ぼす影響とか、そういう意見はありませんでした。以上です。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。他に質疑が無いようですので、委員長に対する質疑をこれで終わります。それでは次に、本案について、項目 3 及び項目 4 の委員長の報告を求めます。

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

それでは、本委員会に付託された事件について、審査結果を下記のとおり会議規則第 94 条並びに第 93 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 付託された事件

陳情第 3 号 3. 将来この地を宅地として分譲する場合は、瀬戸・駄地地区の公共下水道供用区域にする事を求める陳情

4. 将来この地に住宅が建築された場合は、周辺用水路（下流の分岐点）の

氾濫が懸念されるので、改良工事を求める陳情

2 審査年月日

平成 26 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

3 について、この陳情は、千綿紡績跡地の町有地を将来宅地として分譲した場合、公共下水道供用区域にする事を求める陳情である。

この地域は、本町の公共下水道区域見直しによって、既に議会等でも説明されている事項であり、今後、合併浄化槽設置等で対処される地域であるとの意見が出ました。

以上、慎重に審査した結果、全委員一致不採択にすべきものと決定しました。

4 について、この陳情は、千綿紡績跡地の町有地を将来住宅が建築された場合に懸念される事項として、以前、千綿紡績の所在時に雨水と生活用水が用水路に流れ、頻繁に下流が氾濫していたとの事で、その改良工事を求める陳情である。

地域住民の願意は理解するものの、これは測量設計時に組み込まれる事項であるとの意見が多数を占めました。

以上、慎重に審査した結果、賛成少数で不採択にすべきものと決定しました。

○議長（森敏則君）

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 11 時 53 分）

再 開（午前 11 時 53 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ある方どうぞ。

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

4 番目につきましてお尋ねを致しますが、ここに住民の願意は理解するものものという事でありませんが、現地を調査してみようかという意見は無かったものか。その水路に対して、お尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

そういった話は出ませんでした。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

委員長にお尋ねします。状況をですね、今、岡田議員もありましたけども、現状を知っておられる委員さんもいらっしゃったかもしれませんが、ここら辺の水路はずっと、一部は国道まで下

っている水路もあるのですよ。やはりそういった現地調査は、私は当然すべきではなかったかと思うのですが。今の岡田議員の質問に対して調査をされなかったとあったのですが、何故、現地調査をされなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

先程、一部あったと思いますが、既に皆さんその地域は見たりしておられるという事で、何らそういった話は、改めてしようかという話は出なかった訳でございます。それぞれ考え方は色々あると思いますが、そういったことになりましたので、そこで採決という事になった訳でございます。

○議長（森敏則君）

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

また4番目でございますけれども、やはりですよ、陳情も請願と同じで慎重に審議をするべきであるという事になっているのですね。時間がなければですよ、閉会中でも、総務厚生常任委員会、一度現地に出て住民の方の意見を聞きました。夜と、2回聞きに行ったのですよ、昼に、現地に出向いて。だから、私はここを早急に不採択で切り捨てるのではなくて、ここに測量設計に組み込まれる事項であるというならですよ、その辺も待って、一緒にやっぱり住民の方の意見を慎重に聞く姿勢があるべきだと思うのですが、そういう意見も一言も無かったという事ですね。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

正に岡田議員が言われるとおりで、それぞれ分かっておられるようでして、そういった意見も出なかったところでございます。

○議長（森敏則君）

5番議員、滝川君。

○5番（滝川初夫君）

4番の、以前千綿紡績の所在時に雨水と生活用水が用水路に流れ、頻繁に下流が氾濫していたという事ですが、この雨水は分かりますよね。生活用水というのは何処の生活用水と判断されたものか、委員会で。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

何らそういった場所を特定するというような出ませんでしたけれども、私が判断するには瀬戸の地域の、今現在あるところの民家と、その雨水と一緒に下流が氾濫していたと。そう判断されるのではないかなと、私個人としてはですね。そこには今、紡績跡地には、結局、生活用水というのはありませんでしたので。

○議長（森敏則君）

9番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

最後になりますけど、もう一度ちょっと確認させていただきたいのですが、瀬戸の住民の要望、陳情というのはですよ、今度例えば、下水道が無ければ合併浄化槽を作る。その排水等もやっぱり十分に考慮をしなければ、その下に水田等もあるという事ですよ。私は現場に出向いた時にそういう意見があったので、それは議会内部で協議をしますと言っていたのですが。だからこういうのをつぶさに聞くためには、皆地元だから知っているだろうではなくて、やっぱり出向いて、時間をかけて、早急に出さなければならない結論ではないと思うのですよね。まだ今から測量設計をするのですから。この辺について如何ですか、お尋ねします。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

これは、私がここで考えをいちいち述べるのではなくて、報告に対しての質問でありますので、個人的にはあまり見解を述べるのは好ましくないとしますので、控えさせていただきます。

○議長（森敏則君）

他に。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、委員長に対する質疑をこれで終わります。

○——△——

議長。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

この4 番に対しましては、私は継続審査の動議を、閉会中の継続審査にして頂きたいという動議を提出致します。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

今賛成者がいましたので、それでは只今岡田君から、陳情第3 号の4 項目の継続審査の動議がありました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに陳情第3 号4 項目の継続審査の件を追加日程第1 とし、議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○——△——

異議あり。

○議長（森敏則君）

10 番議員、後城君。

○10 番（後城一雄君）

実際言いますと、我々、私の考え方としましては、町有地一時使用許可書並びに町有地一時使用に伴う協議事項等に勘案して結論を出しております、実際は先でそういう話があるのは充分理解

は致しますが、こういうそれぞれの理解を求めたそういう文書がある以上、私はこれに従って処理されるべきものというふうに考えておりますので、これを以って動議で出されるというのは理解が出来ないという事で反対でございます。

○議長（森敏則君）

それではここで異議がございましたので、只今、追加日程第 1、陳情第 3 号、4 項目の継続審査の件を追加日程とする事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。賛成者少数です。したがって、只今の追加日程にする事は否決されました。

それではこれより項目ごとに討論を行います。

最初に、項目 1 についての討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。項目 1 についてです。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

反対討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

それでは討論が無いようですので、これで討論を終わります。

次に、項目 2 についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論が無いようですので、これで討論を終わります。

次に、項目 3 についての討論を行います。最初に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論が無いようですので、これで討論を終わります。

次に、項目 4 についての討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

ありませんか。反対者もございませんね。討論が無いようですので、これで項目 4 の討論を終わります。

次に、項目 5 についての討論を行います。賛成反対ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

それでは項目 5 についての討論をこれで終わります。

それではこれから陳情第 3 号についての項目ごとに採決を行います。この表決は起立によって行います。

最初に項目1についての採決を行います。陳情第3号、項目1に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決を致します。

陳情第3号、項目1、町有地（旧千綿紡績跡地、許可番号東彼管第15号 東彼杵町瀬戸郷字寺田734番地ほか7筆 5.083.87㎡）を、東部地区周辺住民の健康づくりの拠点広場として継続使用を求める陳情は、原案のとおり採択する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

起立なしです。したがって、陳情第3号、項目1、町有地（旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第15号 東彼杵町瀬戸郷字寺田734番地ほか7筆 5.083.87㎡）を、東部地区周辺住民の健康づくりの拠点広場として継続使用を求める陳情は、不採択と決定されました。

次に、項目2についての採決を致します。

陳情第3号、項目2に対する委員長報告は採択です。

陳情第3号、項目2、測量設計業務執行においては、町長から地区住民へ十分な説明を求める陳情は、委員長の報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立少数です。したがって、陳情第3号、項目2、測量設計業務執行においては、町長から地区住民へ十分な説明を求める陳情は、不採択とする事に決定されました。

次に、項目3について採決致します。

陳情第3号、項目3に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対して採決致します。

陳情第3号、項目3、将来この地を宅地として分譲する場合は、瀬戸・駄地地区の公共下水道供用区域にする事を求める陳情は、原案のとおり採択する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立者いませんね。したがって、陳情第3号、項目3、将来この地を宅地として分譲する場合は、瀬戸・駄地地区の公共下水道供用区域にする事を求める陳情は、不採択と決定されました。

次に、項目4について採決致します。

陳情第3号、項目4に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決を致します。

陳情第3号、項目4、将来この地に住宅が建築された場合は、周辺用水路（下流の分岐点）の氾濫が懸念されるので、改良工事を求める陳情は、原案のとおり採択する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認します。1番、2番、3番、6番、9番議員が今起立されました。陳情第3号、項目4、将来この地に住宅が建築された場合は、周辺用水路（下流の分岐点）の氾濫が懸念されるので、改良工事を求める陳情は採択とされました。

暫時休憩致します。

暫時休憩（午後 0 時 11 分）

再 開（午後 0 時 17 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

先程の採決の結果、賛成反対が同数です。したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本件についての採決を致します。

陳情第 3 号、第 4 項目については、議長は採択とする事に決定します。

次に、項目 5 について採決致します。陳情第 3 号、項目 5 に対する委員長報告は趣旨採択です。

陳情第 3 号、項目 5、新たな住民が転入されることにより、犯罪抑止の為、分譲地及び周辺地区に、防犯カメラ・防犯灯の設置を求める陳情は、委員長の報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立少数です。したがって、陳情第 3 号、項目 5、新たな住民が転入されることにより、犯罪抑止の為、分譲地及び周辺地区に、防犯カメラ・防犯灯の設置を求める陳情は、不採択とする事に決定されました。

日程第 21 陳情第 4 号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める
陳情（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第 21、陳情第 4 号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは陳情について委員会審査報告を致します。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条並びに第 93 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 付託された事件

陳情第 4 号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

2 審査年月日

平成 26 年 9 月 12 日、16 日

3 審査の経過並びにその結果

業務上の災害または通勤災害により神経線維組織断裂となり、働けない場合、労災の障害（補償）年金が受給できるようにするなど、労災認定基準の改正と、国民、教育機関への啓発・周知

を図ることなどを求めるものであり、陳情者の願意を認め、趣旨採択すべきものと決定しました。
以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで委員長に対する質疑を終わります。委員長降壇下さい。

それではこれから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれから陳情第4号を採決致します。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。

お諮り致します。陳情第4号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情は、委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択とする事に決定されました。

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午後0時23分）

再開（午後0時24分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

お諮り致します。只今、総務厚生常任委員長から発議第7号、手話言語法制定を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに発議7号を追加日程第1とし、議題にしたいと思っております。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、発議第7号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第1とし、議題にすることに決定しました。

追加日程第1 発議第7号 手話言語法制定を求める意見書

○議長（森敏則君）

それでは追加日程第1、発議第7号、手話言語法制定を求める意見書を議題とします。

局長に発議を朗読させます。

(局長朗読)

○議長（森敏則君）

それよりここで本案について提出者の説明を求めます。

総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは提出の理由を申し上げます。

手話が音声言語と対等であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、手話言語法（仮称）を制定することを強く求めるためであります。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは提出者に対しての質疑を行います。

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

これは手話言語法制定を求める意見書、私も賛成でございます。ただし、お尋ねしたいのは、これは東彼杵町議会で出す訳ですが、ここに居ます議員さん方、或いは役場の管理職の皆さん、或いは町職員の中で何名手話が出来なのか、そこのところについて、委員長、調査はされていませんか。

○議長（森敏則君）

総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

その調査は致しておりません。ただ、委員会で出た内容は、今後は、例えば弁論大会とか成人式とかそういう時に、是非手話で説明する人もお願い出来ないだろうかという意見は出ました。それだけです。

○議長（森敏則君）

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

これは、この意見書と直接関係ございませんが、町長も皆様方もお揃いですので、是非窓口にお見えになった時に、手話で会話が出来る職員の養成、こういうような事が、この意見書を出すからには我々も要望をして、お願いをしておきたいと思っております。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、提出者に対する質疑をこれで終わります。

それではお諮り致します。発議第7号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれから発議第7号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、発議第7号、手話言語法制定を求める意見書については、原案のとおり可決されました。なお、この意見書は、内閣総理大臣に送付する事に致します。

日程第22 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（森敏則君）

次に、日程第22、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によってお手元に配りました特定事件、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事に決定しました。

日程第23 議員派遣の件

○議長（森敏則君）

次に、日程第23、議員派遣の件を議題にします。

お諮りします。本件については会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しました別紙のとおり、議員を派遣したいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付しました別紙のとおり、派遣する事に決定しました。なお、只今、決議しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任する事に決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成26年第3回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉 会（午後0時33分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成27年9月10日

議 長 森 敏則

署名議員 吉永 秀俊

署名議員 佐藤 隆善